

歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施要綱

1. 目的

高齢化の進展に伴い、歯科医療機関に受診する患者が増加し、今後、在宅や介護保険施設等において歯科医療サービスを受ける機会が増加するため、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されており、各関係機関において必要な歯科保健医療サービスを提供していく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度以降、基礎教育における臨床現場での実習の経験が極めて少ない者が入職する可能性があり、こうした影響は、新人歯科衛生士の早期離職や指導する立場の歯科衛生士の負担増大等につながり、安定的な歯科衛生士確保を妨げる可能性がある。

このため、本事業では、歯科衛生士の人材確保を目的として、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した臨地実習の経験不足を補うための臨床現場での体験学習を主とした研修を行う事業を実施する。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施団体公募要領」により選定された団体とする。

なお、事業の実施に当たっては、歯科関係団体の協力を得て実施することができるものとする。

3. 事業内容

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

平成29年度 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業において作成された（又はその改訂版）「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」を実践できる、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを全国4地区程度で実施する。

なお、(2)及び(3)の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

1) 技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して技術修練部門の設備整備及び運営に係る費用を支援する。なお、技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設とすること。

2) 新型コロナウイルスの影響に係る歯科衛生士卒後フォローアップ研修の実施

新たに歯科衛生士として入職した者（又は入職しようとする者）を対象とし、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した臨地実習の経験不足を補うための臨床現場での体験学習型の研修を行う。

3) 運営会議の設置及び評価

本事業の円滑な運営のため、関係者による運営会議を定期的に行うとともに、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し評価を行うこと。また、(1)の事業を実施する団体が開催する運営協議会に出席し、連携を図りながら本事業を実施する。さらに、(3)の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

1) 技術修練部門の運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して技術修練部門の運営に係る費用を支援する。なお、技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設とすること。

2) 新型コロナウイルスの影響に係る歯科衛生士卒後フォローアップ研修の実施

新たに歯科衛生士として入職した者（又は入職しようとする者）を対象とし、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した臨地実習の経験不足を補うための臨床現場での体験学習型の研修を行う。

3) 運営会議の設置及び評価

本事業の円滑な運営のため、関係者による運営会議を定期的に行うとともに、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し評価を行うこと。また、(1)の事業を実施する団体が開催する運営協議会に出席し、連携を図りながら本事業を実施する。さらに、(2)の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

4. 交付の条件

- (1) 事業の実績を合理的に後付け、又は検証することができるよう、重要な事項であるとして厚生労働省医政局歯科保健課（以下「歯科保健課」という。）が求める事項について、文書を作成しなければならない。
- (2) 事業の実施に伴い特許権、著作権等の知的財産権が生じるときは、当該知的財産権を放棄し、放棄した旨を歯科保健課に明示しなければならない。ただし、歯科保健課がこの条件を免除したときはこの限りではなく、また、歯科保健課が別の条件を課したときはそれによるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、事業内容の性質上、3.（1）、3.（2）または3.（3）の事業は原則別々の事業者に交付をするが、事業を実施する際は適宜運営協議会を開催し、連携すること。また、歯科保健課と逐次意見調整するなど、密接かつ協調的な連絡体制のもと実施しなければならない。なお、実施状況については、逐次、歯科保健課に報告しなければならない。
- (4) 関係省庁以外の者に、事業に関して知り得た秘密を歯科保健課の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後といえども同様とする。
- (5) 前項は、事業の実施のために自らが雇用する者、請け負わせる者、委任する者又は寄託する者についても適用される。
- (6) 本事業に従事する者については、従事した時間を精査できるよう、他の事業と区別できる形式で、業務日誌を作成しなければならない。